

島根県の一般職の職員等が市町村の特別職等の職員となった 場合の退職手当の特例に関する条例

〔平成5年2月26日〕
条例第2号

改正 平成11年8月23日条例第6号
平成12年8月29日条例第3号
平成19年2月16日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、島根県の職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号。）の適用を受ける一般職の職員及び国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）（以下「県等の職員」という。）が引き続き、島根県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約第3条第4号の規定に基づく、事務の共同処理する市町村、組合並びに事務の受託をした一部事務組合及び広域連合（以下「組合市町村」という。）の特別職等（副市町村長、教育長並びに任期の定めのあるこれらに相当する職にある者をいう。以下同じ。）の職員となった者の退職手当の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(期間の通算)

第2条 県等の職員が任命権者の要請に応じ、引き続き組合市町村の特別職等の職員となるため退職し、引き続き組合市町村の特別職等の職員となった者の引き続く以前の県等の職員としての在職期間は、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号。以下「市町村職員退職手当条例」という。）第9条第4項の規定にかかわらず、組合市町村の特別職等の職員としての在職期間は通算するものとする。

(退職手当の支給)

第3条 前条の規定の適用を受けた職員が退職した場合において、その者に対する退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、引き続き県等の職員となったときは、退職手当は支給しない。

- (1) 特別職等の職員として引き続いた在職期間については、市町村職員退職手当条例第7条の規定により計算して得た額。
- (2) 特別職等の職員として引き続く以前の県等の職員としての在職期間については、県等の職員を退職した日におけるその者が受けていた給料の月額に相当する額に当該在職期間に対応する市町村職員退職手当条例第3条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3の規定の例により計算して得た額。

(特別負担金)

第4条 前条に規定する退職手当を支給した場合には、同条第2号の規定により計算して得た額の全額を当該組合市町村は負担するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成5年2月25日から適用する。

附 則 (平成11年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年8月1日から適用する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。